平成２５年（フ）第２２５号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原598番地１
債務者　前田　達規
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
愛媛県今治市吉海町名3032番地
債務者　西部　　慶
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第７２号
愛媛県今治市中寺493番地４、前住所愛媛県今治市新谷甲1382番地58、前々住所愛媛県今治市郷本町２丁目６番20号
債務者　池　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第７６１号
北九州市八幡西区熊西１丁目14番１―213号
債務者　加藤　満晴
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７９号
福岡県遠賀郡水巻町美吉野15番14号
債務者　砂田　康夫
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７８６号
北九州市小倉北区木町２丁目４番32―602号
債務者　吉野　峰子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９８号
福岡県中間市池田１丁目３番19号　スリーワンスリーヒルズＦ201号
債務者　植木　綾香
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９号
大分県宇佐市大字江須賀1145番地の３
債務者　久保田倫子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
宮崎県都城市姫城町３―33、住民票上の住所宮崎県都城市都原町7270番地の４
債務者　有島　祐治
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０５号
宮崎県都城市姫城町３―33、住民票上の住所宮崎県都城市都原町7270番地の４
債務者　有島　睦子（旧姓山之内）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第７６８号
北九州市戸畑区千防３丁目８番22―201号
債務者　澤　　義明
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１０９号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄178番地１　パレスフリューゲル206号
債務者　岡村　治夫
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１５６号
愛知県弥富市五明２丁目158番地　コーポさくら201
債務者　中島　利枝
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２６３号
名古屋市千種区春岡２丁目15番１号　セントレア春岡401号
債務者　鈴木　信吾
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６３号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目５番９―506号
債務者　高橋　佳織
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９１号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎330番地の１
債務者　星野　千春（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３４号
青森市西滝１丁目13番34号　アーバン石井203号
債務者　鳴海　　渚
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係